

**契約業務における「個人情報の保護に関する安全管理措置」の実施について**

個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）が改正され、令和5年度からは杉並区を含む各地方公共団体にも、個人情報保護法が直接適用されております。

杉並区におきましても、国の個人情報保護委員会から示された事務対応ガイドを参考に「杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準（以下「杉並区基準」といいます）を制定し、委託等において講じなければならない安全管理措置についても杉並区基準第43条において明記しています。

これに伴い、区と個人情報に関する委託契約（令和6年度以降分）を締結する際に添付する「個人情報に係る特記仕様書」の記載内容を一部改訂することといたしますので、ご協力の程、よろしくお願いたします。

**◎ 主な変更点****1 特記仕様の遵守状況について「契約期間内1回以上」のご報告をお願いします。**

これまで特記仕様の遵守状況は、「区が求めるとき」に報告していただいておりますが、国の指針で定期的に報告していただくことが示されていることから、今後は、契約期間内1回以上（契約期間が1年を超える場合は年1回以上）の報告をお願いします。

なお、契約期間が1か月未満の契約につきましては原則不要としますが、業務の規模・性質、保有個人情報の取扱い状況等により所管課が必要と判断した場合は報告をお願いすることがありますので、あらかじめご承知おきください（裏面「表1」をご参照ください）。

**2 実地検査を原則として年1回以上実施させていただきます。**

これまでは、「個人情報を保護するために必要があると認めるとき」に立入調査を行うこととしておりましたが、杉並区基準第43条第1項第6号により、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況については少なくとも年1回以上、原則として実地検査により確認することとしております。

なお、「報告書の提出」に代える場合もあるほか、1年に満たない契約の場合は実地検査を行わないこともありますので、所管課にご確認ください（裏面「表1」をご参照ください）。

**3 再委託を行う場合は、再委託先に対し杉並区基準の規定と同様の措置の実施をお願いします。**

これまでと同様に、事前に文書により区の承認を受けた場合に限り、再委託することが可能ですが、承認申請の際には、事前に再委託先と取り交わした「個人情報の保護に係る誓約書」の写しの提出が必要となります。また、再委託先に対しては、杉並区基準の第43条第1項第1号から第5号までの規定と同様の措置を講じていただく必要があり、前記2の「実地検査」についても、受託者（もしくは区）が再委託先に対し実施することとなります（実施については裏面「表1」をご参照ください）。

◎ 主な変更点（続き）

4 個人情報の第三者への提供が可能となる条件に一部変更があります。

これまでは、区が個人情報の第三者への提供を前提として委託する業務で、本人同意がある場合のみ個人情報の第三者への提供が可能でしたが、これに加えて、区が個人情報の第三者への提供を前提として委託する業務で、個人情報保護法第 27 条第 1 項各号のいずれかに該当しあらかじめ区の許可を得た場合も第三者への提供が可能となります。

5 個人情報の廃棄は、区から指示された方法で行ってください。

これまでは、区から個人情報の廃棄について指示があった場合の廃棄の具体的方法は任意としておりましたが、今後は所管課から指示を受けた方法により廃棄を行ってください。

（表 1）「特記事項遵守状況の報告」及び「実地検査」の実施について

契約種別・期間	特記事項遵守状況の報告	実地検査
長期継続契約	年 1 回実施	原則として年 1 回実施。左記報告に代えることも可能であるが、報告内容に不備・疑問点等がある場合は実地検査を実施。なお、契約期間内に 1 回は実地検査実施。
1 年の契約	年 1 回実施	原則として年 1 回実施。左記報告に代えることも可能であるが、報告内容に不備・疑問点等がある場合は実地検査を実施。
1 か月以上 1 年未満の契約	履行期間内に 1 回実施	履行期間内に必要に応じて実施
1 か月未満の契約	不要 (実施することは妨げない※)	不要 (実施することは妨げない※)

※ 1 か月未満の契約における特記事項遵守状況の報告及び実地検査を実施するかは、当該業務の規模及び性質、保有個人情報の取扱状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）、保有個人情報を記録した媒体の性質等に起因するリスクに応じて、所管課において判断します。

この資料に関するお問い合わせ

- 「杉並区個人情報の保護に関する安全管理措置等基準」ほか個人情報保護制度に関すること  
政策経営部情報管理課情報公関係
- 再委託の承認ほか委託契約事務全般に関すること  
総務部経理課契約係

〒 1 6 6 - 8 5 7 0 東京都杉並区阿佐谷南 1 - 1 5 - 1

電話 0 3 - 3 3 1 2 - 2 1 1 1（代表）

